

佐渡市みどりの食料システム戦略推進事業補助金 事業概要

事業目的	佐渡市における有機農業の取組拡大
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人、農協、農業公社
申請要件	<p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度に栽培する有機農業の面積が 30a 以上 であること。 (農協を除く) ・事業対象経費が 10 万円以上 であること。 <p>○機械導入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施年度 (R6) の翌々年 (R8) において有機農業に取り組む面積が維持又は拡大されていること。
補助対象	<p>(1) 表 1 に定める機械の導入経費 (単純更新を除く)</p> <p>(2) 表 1 に定める機械の借上料</p>
注意事項	<p>(1) 補助事業上の有機農業とは、化学農薬及び化学肥料、遺伝子組換え技術等を利用しない、環境への負荷を軽減した農業を指します。</p> <p>(2) 有機農業であることを証するための栽培履歴等を適正に管理・保管してください。</p> <p>(3) 必要と認めた場合は (2) に関する書類の提出を求め、現地巡回を行う場合があります。</p> <p>(4) 採択にあたっては佐渡市における有機農業の拡大・普及に資することを前提に、現有機械と導入予定機械の作業能力、経営面積等から総合的に判断します。</p> <p>(5) 他の事業により実施することが適当と認めた事業は、この補助事業の対象としません。</p>

表 1

補助対象	補助率	補助上限金額
<ul style="list-style-type: none"> ・水田除草機 ・堆肥散布機 (マニュアルプレッダ・ブロードキャスター等) ・スタブルカルチ (粗耕起用アタッチメント) ・温湯消毒機 ・無煙炭化器 (R6 新) ・葉緑素計 (SPAD) (R6 新) 	50%以内	30 万円以内
<ul style="list-style-type: none"> ・上記機械の借上料 	50%以内	20 万円以内